# ☆子どもはぐくみ医療費受診要領☆

# 対 象 年 齢

## 18歳到達年度末まで

#### 1 利用のしかた

	持 参 す る も の	場所
医療機関で 受診するとき	健康保険者証 子どもはぐくみ医療費受給者証	☆医療機関

### 2 次の場合は早急に届けてください。

	持 参 す る も の	場所
住所・氏名に変更が あった場合	<ul><li>子どもはぐくみ医療費受給者証</li><li>印鑑</li></ul>	
保険者名・保険者証の 記号・番号に変更が あった場合	<ul><li>健康保険者証</li><li>子どもはぐくみ医療費受給者証</li><li>印鑑</li></ul>	☆役場(1階) 福祉課
結婚・出産をした場合	• 子どもはぐくみ医療費受給者証	
保護者の扶養から 外れる場合	• 子どもはぐくみ医療費受給者証	

#### 3 次の場合は払い戻しができます。

	持 参 す る も の	場所
県外及び接骨院等で受 診して下記の自己負担 金以上を支払った場合	・子どもはぐくみ医療療養費請求用領収書(様式第6号)または	
	医療機関等で発行された領収書の原本(総点数等記載のもの)	
	• 健康保険者証	☆役場(1階)
	• 子どもはぐくみ医療費受給者証	福祉課
	• 印鑑	
	• 保護者の銀行の口座番号のわかるもの	

#### 4 自己負担金 (保険適用外の自己負担金は全額自己負担になります。)

年 齢	自己負担金	支払場所
0~3歳未満	通院:自己負担金はありません。	→ ☆医療機関
	入院:入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額)	
3歳~18歳到達年度末まで	通院:1ヵ月、1医療機関あたり600円まで	
	入院:入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額)	

- ※3歳~18歳到達年度末までの通院について、同一月内に健康保険証の変更があった場合は再度600円までの自己負担金が必要です。
- ※保険薬局での自己負担金はありません。 ただし、県外処方の場合は、調剤薬局の窓口で自己負担金を請求される場合があります。 自己負担金を支払った場合は払い戻しの手続きをお願いします。

☆お問い合わせ先 藍住町役場 福祉課 電話 637-3114